## 船員災害防止活動の促進に関する法律

1.案内情報

手続名 : 団体安全衛生委員会の設置等の届出

手続根拠 : 船員災害防止活動の促進に関する法律施行規則第9条

手続対象者 : 団体安全衛生委員会を設けることができると国土交通大臣よ

り承認を受けた指定団体。

提出時期 : 設置、員数、構成等変更の事実があったときは遅滞なく。 提出方法 : 当該委員会が設けられている事務所の所在地を管轄する運輸

局長へ提出する。

手数料: なし添付書類・部数: なし申請書様式: なし

記載要領・記載例: 提出先となる運輸局にお問い合わせ下さい。

## 2.窓口情報

提出先

北海道運輸局船員部労働基準・安全衛生課 0134-23-4215 東北運輸局船員部労働基準・安全衛生課 0 2 2 - 2 9 9 - 8 8 6 3 新潟運輸局船舶船員部労働基準・安全衛生課 025-244-6116 関東運輸局船員部労働基準・安全衛生課 0 4 5 - 2 1 1 - 7 2 3 2 中部運輸局船員部労働基準・安全衛生課 052-952-8026 近畿運輸局船員部労働基準・安全衛生課 06-6949-6432 神戸海運監理部船員部労働基準・安全衛生課 078-321-7055 中国運輸局船員部労働基準・安全衛生課 082-228-8701 四国運輸局船員部労働基準・安全衛生課 087-825-1195 九州運輸局船員部労働基準・安全衛生課 093-332-8085 沖縄総合事務局運輸部海運第二課 098-866-0031

受付時間:提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口:上記提出先

## 3.手続情報

審査基準 : - 標準処理期間 : - 不服申立方法 : -